

特記仕様書

番 号 : 令和 5 年度 () 第 A - 01 号
件 名 : 梅が丘小学校昇降口壁改修工事
場 所 : 名張市 梅が丘北1番町 地内
期 間 : 令和5年8月28日まで

工事概要

- ・ 児童用昇降口壁タイル撤去 一式
- ・ 撤去跡壁モルタル塗り及び吹付塗装 一式
- ・ 上記に伴う工事 一式

総 則

- ・ 本工事は本特記仕様書、地方自治法、建築基準法、建設業法、労働基準法、消防法及びその他関係法令並びに名張市契約規則、名張市工事執行規則、契約約款及びその他関係法規を遵守し行うこと。また、設計図書に明記なき限り、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 各公共工事標準仕様書、監理指針及び工事標準図に基づき施工すること。
- ・ この特記仕様書に記載のない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。
- ・ 工事場内外での工事材料等の搬送計画並びにその他車両の通行に関して、関係機関と十分打合せのうえ、交通安全管理を行うこと。

施工条件

- ・ 工事に先立ち現地調査を行うこと。
- ・ 本工事の作業可能日は令和5年7月21日以降の土曜日、日曜日、祝日、夏季休校等の学校休校日以外とするが、学校等の協議により前述以外も可能とする。また、学校等の都合により継続的に作業を実施することが困難な場合がある。
- ・ 工事期間中の養生等については危険が無いよう行うこと。
- ・ 施工上必要な備品等の移動等、上記に係るすべての費用は本工事に含む。

質 疑 等

- ・ 設計図書に疑問を生じた場合は、監督員等と協議し、指示を受けること。
- ・ 設計図書に明記なくとも、施工上当然必要なものについては監督員等の指示に従い施工すること。
- ・ 軽微な変更については、監督員の指示に従い施工すること。本項及び前項による場合の請負金額の変更は行わない。

施工検査

- ・ 本工事に必要な手続きや関係法令の届出、申請に必要な書類の作成は受注者が行い、検査に立ち会うこと。
- ・ 工事施工に関し、材料・原寸及び監督員等が要求する検査等を受ける場合は、受注者の自主検査を行なったうえ、監督員等の検査を受けること。その検査に要する経費等は受注者の負担とする。
- ・ 別契約の施工上密接に関係する工事については、監督員等の調整に協力し、当該工事関係者ととも、工事全体の円滑な施工に努めること。

打合せ及び記録

- ・ 監督員と受注者の打合せは必要に応じて行ない、設計図書の変更など重要な事項については記録し、監督員に提出すること。

材 料

- ・ 指定された材料以外については品質・性能・実績・価格等において下表の同等品と認められるもので、監督員等の承諾を受けたものについて使用すること。(見本又は承認図の提出)
- ・ 材料の色、柄等について、監督員等の指示を受けること。

提出書類 ※各書類は工事完成時にファイルに整理して提出すること

【工事着工前に提出】

□総合施工計画書×1部（三重県公共工事共通仕様書、公共建築工事標準仕様書及び監理指針を参照して作成）

- ├ 工事名、工事概要
- ├ 受注者の組織
 - └ 現場組織構成、工種別責任者等の記入、現場安全衛生管理体制（緊急連絡網等）
- ├ 仮設計画（仮設電力、工事車両駐車場、材料等搬入経路などを図面等に記入）
- ├ 各種管理計画
- └ その他

□総合工程表×1部

□施工体制台帳×1部

□施工体系図×1部

【各工程前に提出】

□使用材料承諾図×1部

【毎月提出】

□工事履行状況報告書×1部（各月及び工事完了時を提出、）

【適宜提出】

□工事打合簿×1部

□段階確認書×1部（段階確認時の写真を添付）

□産業廃棄物処理委託契約書（写）×1部

- └ 産業廃棄物処分業許可証（写）、産業廃棄物収集運搬業許可証（写）、運搬許可車両一覧（写）

□部分下請負通知書×1部

□各種法令等に係る申請書、届出書×必要部数

【工事完了後提出】

□目的物引渡書×1部

□出荷証明書又は納品書×1部

□工事写真×1部（表紙も作成）（1ページに3枚綴り）

- ├ 施工中
- ├ 材料検収時写真
- └ ※撮影項目等を記入し、見出しなどを付けて整理
各写真には必ず黒板を入れて撮影

□完成写真×2部（表紙も作成）（1ページに3枚綴り）

- ├ 着工前
- ├ 完成
- └ ※左右見開きで、着工前と完成が対比できるようにファイルする
各学校すべての箇所を撮影し、写真には必ず黒板を入れること

□マニフェスト（写） A票、D票、E票 ×各1部（各種類による集計表を作成）

□安全パトロール記録（1回/月以上）×1部（写真を添付）

□安全教育・安全訓練記録（1回/月以上）×1部（写真を添付）

□KY記録（1回/日以上）×1部

□その他 図面に記載する提出物及び監督員が指示する書類

※マニフェスト及び新規入場者教育記録は完成検査時に原本を提示すること。

その他

- ・工事工程は学校長及び監督員と協議し作成すること。
- ・大型車の通行の際は関係法令を遵守するとともに安全対策を行うこと。
- ・瑕疵担保は約款第44条に記載のとおりとし、発注者から修補の指図があった場合は監督員と協議の上、速やかに修復すること。
- ・本工事において下請負契約を締結する場合には、名張市内に本店等を有する者の中から選定するように努めること。